

令和 7 ～ 8 年度 健康づくり推進事業（債務負担行為） 御前崎市第 3 次健康増進計画・第 3 次食育推進計画・第 3 次自殺対策計画一体的策定業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 ～ 8 年度 健康づくり推進事業（債務負担行為）

御前崎市第 3 次健康増進計画・第 3 次食育推進計画・第 3 次自殺対策計画一体的策定業務委託

2. 目的

本市では、市民主体の健康づくりを推進するため、健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）第 8 条第 2 項に基づく「健康増進計画」、食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）第 18 条第 1 項に基づく「食育推進計画」、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「自殺対策計画」を策定し、地域、関係機関、行政が連携しながら、健康・食育・自殺対策の取組をしてきた。

今回、現行の計画の取組を評価し、健康の増進と食育の推進、自殺の対策についての課題や取組を整理し、新たな計画を一体的に策定する。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 16 日まで

4. 履行場所

御前崎市役所等

5. 委託業務内容

（1）基礎データの整理・分析

国の動向、他自治体の先進事例の事業概要や効果の情報を収集し、健康及び食育、自殺対策関連の業務知識を有し、またアンケート調査結果及び各種統計データを踏まえ、本市の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた下記内容を含む、次期計画を策定すること。

ア 計画策定に係る社会情勢の把握

イ 上位計画及び関連計画の把握

ウ 本市における人口動態や基礎データ及び保健福祉事業の実績、地域特性の把握

エ 健康増進及び食育推進、自殺対策に関わる国、県等の動向、施策の整理

オ 先進事例の収集・整理

カ その他健康増進及び食育推進、自殺対策に関して必要と思われる事項

（2）市民アンケート調査票の作成

ア アンケート調査対象者

（ア）幼児を持つ保護者（年長）	250 人	園を通して通知	WEB 回答
-----------------	-------	---------	--------

（イ）小学生を持つ保護者（小学 5 年生）	250 人	学校を通して通知	WEB 回答
-----------------------	-------	----------	--------

（ウ）中学生（中学 2 年生）	300 人	学校を通して通知	WEB 回答
-----------------	-------	----------	--------

（エ）高校生（高校 2 年生）	300 人	郵送	WEB 回答
-----------------	-------	----	--------

（オ）成人（20 歳～79 歳）無作為抽出	1,000 人（男女各 500 人）	郵送	郵送又は WEB 回答
-----------------------	--------------------	----	-------------

※ 2 重回答を防ぐための措置をとること。

イ アンケート調査方法

- 調査対象者（ア）～（エ）は案内状に WEB 調査の QR コードを貼付け、WEB 回答。

- 調査対象者（オ）は紙の調査票を郵送し、郵送又は WEB 回答。

ウ アンケート調査票・案内状の作成

- ・調査票案、案内状案の作成（５種類）
- ・草案後の修正は市と協議して行う。

※WEB回答の対応は、原則、委託者（市）が行う。

（３）アンケート調査票・案内状の印刷、発送及び回収

ア 印刷、発送

- ・印刷（案内状（ア）～（エ）、調査票（オ））、封筒の作成・印刷（発送封筒（エ）（オ）、返送封筒（オ））、封入封緘、発送作業を行うものとする。

※（エ）（オ）の案内状の発送費、（オ）の調査票の返送費は受託者が負担する。

※宛名ラベルを用いる場合、ラベルの手配は受注者負担とする。

※調査対象者のデータは委託者（市）が提供する。

イ 回収

- ・アンケート調査票の発送元・回収先の名称は、御前崎市役所健康づくり課とする。

（４）アンケート調査票のデータ入力

アンケート調査画面の作成、回答のあった数値と自由回答は委託者（市）がデータ入力する。入力したデータ（Excel形式）を受託者へ提供する。

（５）アンケート結果等集計、分析、考察、総括

ア 集計

全問について単純集計し回答数及び割合を示した集計、クロス集計及びグラフの作成。

イ 分析、課題の抽出、総括

- ・アンケート結果のほか、（１）基礎データ、現行の計画に係るデータ及びこれまでの実態調査との連続性などを考慮した分析・課題の抽出を行うこと。
- ・次期計画作成の基礎資料となりえるよう、内容構成について提案すること。
- ・その他、成果物である結果報告書には本調査及び過去の調査、関連するデータ等を集計表やグラフを用いてわかりやすく記載し、特徴や課題をまとめること。

（６）現行計画の最終評価及び課題整理

アンケート結果や基礎データから現行計画の評価指標の項目について現状値を出し、目標値に対する到達度等から最終評価を行い課題について有用な提案を行うこと。

（７）次期計画の骨子案・素案の作成

（４）～（６）の内容及び国・県の上位計画、御前崎市総合計画等関連計画の内容を十分に踏まえた上で基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の検討・提案を行うこと。

ア 次期計画骨子案・素案の作成

イ 次期計画骨子案・素案の補正

ウ 次期計画の原稿レイアウトの作成・編集及び文書校正

（８）パブリックコメントの実施支援及び意見とりまとめ

パブリックコメント実施にあたっての資料作成及び出された意見の取りまとめを行うとともに、対応に関する助言を行う。

（９）計画の電子（印刷）データ作成及び印刷製本

（７）ウで作成した計画書原稿にパブリックコメント等を反映させた最終版の計画書を発注者に確認し、印刷用データを作成する。また概要版の印刷データを作成し、発注者に確認の上、印刷用データを作成し、印刷を行う。

計画書と概要版の内容について、タイトルや本文の読みやすさに配慮したレイアウトを行う。

（１０）健康づくり推進協議会等の運営支援

ア 協議会等資料の作成

会議 14 日前までに納品すること。

イ 会議等

会議当日には担当者が出席し、会議の円滑な運営に必要な支援を行うこと。また、会議の結果をその後の作業に反映すること。会議における会議録を作成し、要約版を会議翌日から 10 日以内に納品すること。

(11) 発注者との打合せ

本業務を遂行するにあたり、月 1 回程度発注者と打合せを行うこと。打合せはオンライン会議、電話も可とするが、発注者から対面を求められたときは、市役所西館等で行うこと。打合せの概要をまとめ、会議終了後から 1 週間程度で提出すること。

6. 成果品

本業務における想定される成果物を以下に示す。この内容に準じた成果物を納品すること。ただし、(1)については、令和 8 年 3 月 17 日（火）までに納品すること。

(1) アンケート調査報告書

ア 報告書製本一式

イ その他アンケート調査により作成された資料データ一式

(2) 計画書作成 A 4 版、100 頁程度 フルカラー データ納品

(3) 計画書概要版 A 4 判、4 頁程度 フルカラー 200 部及びデータ納品

(4) 電子データ

上記（1）から（3）について、次の 2 つの形式で C D - R O M 等の電子媒体に記録の上、納入すること。

・ P D F

・ W o r d または E x c e l

7. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「御前崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守し、適切な取り扱いを保証しなければならない。
- (2) 本業務の実施により得られた成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて委託者（市）に帰属する。
- (3) 成果品の誤りや不備を発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (4) 受託者は、事業の企画検討のため、委託者と十分に協議しながら業務を実施すること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定する。